

岡山県労働委員会年報

(令和7年)

岡山県労働委員会事務局

はじめに

この年報は、令和7年1月から12月までの間に当委員会が取り扱った労働争議の調整、個別的労使紛争のあっせん、不当労働行為の審査の経過や、当委員会の活動状況を整理・収録したものです。

この間に取り扱った事件は、前年からの繰越事件を含め、労働争議の調整事件はなく、個別的労使紛争のあっせん申請に関する事件が3件、不当労働行為事件の審査が2件で、事務局に寄せられた個別的労使紛争の相談は165件でした。当委員会においては、各種事件の迅速・公正な処理に努めるとともに、事務局に寄せられた相談への丁寧な対応を行ってきました。

我が国の経済動向は、アメリカの通商政策の影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復しています。個人消費は持ち直しの動きがみられ、雇用情勢は人手不足感が高い水準となっています。令和8年の経済見通しについても、物価動向やアメリカの政策動向に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善や各種の政策効果が下支えとなり、緩やかな回復が期待されるところです。

こうした中、令和7年に当委員会に寄せられた相談は、令和6年よりも増加し、ハラスメント等職場の人間関係に関するもののほか、労働時間や年次有給休暇等の労働条件に関する相談が増加しました。今後とも、相談制度の周知について広報に努めるとともに、社会情勢の変化や新たな制度の導入に伴い生じる紛争など当委員会に寄せられる相談等に対しては、的確で丁寧な対応に努め、適切な紛争解決を通して、労使関係の安定を図ってまいりたいと考えています。

令和7年は、労働委員会制度発足80周年の節目に当たります。これまで制度を支えてこられた県民・労使関係者の皆様に深く感謝申し上げます。節目の年報として、通年データに加え、当委員会活動80年の推移について統計資料を掲載しています。

本年報が、県民の皆様に当委員会の活動への理解を深めていただく一助となるとともに、日頃から労使関係の安定に取り組まれている方々の参考となれば幸いです。

令和8年3月

岡山県労働委員会

事務局長 那須健介

第 50 期 委 員 (令和 8 年 3 月 1 日現在)

公益委員



(西田会長)



(岡部会長代理)



(濱田委員)



(大河委員)



(安田委員)

労働者委員



(檜本委員)



(林委員)



(難波委員)



(古角委員)



(藤井委員)

使用者委員



(梶原委員)



(横山委員)



(石田委員)



(西谷委員)



(三宅委員)

目 次

岡山県労働委員会活動80年の推移

1	集団的労使紛争の推移	1
2	個別的労使紛争の推移	2
3	不当労働行為申立事件の推移	3
4	資格審査の推移	4

岡山県労働委員会年報

第1章 労働情勢

1	雇用情勢	5
2	労働組合の組織状況	6
3	賃上げ及び夏季・年末一時金の妥結状況（全国）	6
4	関係法令等の動き	7

第2章 労働委員会の運営

第1節 委員会の構成

1	委員	11
2	あっせん員候補者	11
3	事務局	13

第2節 会議

1	総会	14
2	公益委員会議	21
3	連絡協議会、連絡会議及び諸会議	24

第3節 表彰関係

1	叙勲・褒章	26
2	表彰	26

第4節 労働委員会業務改善の検討経過

1	労働委員会活性化のための検討委員会について	26
2	中労委における支援について	26
3	今後の労働委員会の在り方をめぐる議論について	26
4	令和7年における本県労働委員会の主な取組について	27

第3章 調整関係

第1節 労働争議の調整

1	取扱件数	29
2	調整事件一覧	30
3	調整事件の概要	30

第2節	争議行為予告通知	31
第3節	実情調査	
1	実情調査の目的	32
2	実情調査の概要	32
第4節	個別的労使紛争に係る相談・あっせん	
1	取扱件数	34
2	相談・あっせん一覧	35
第4章	審査関係	
第1節	不当労働行為事件の審査	
1	審査期間の目標	36
2	取扱件数	36
3	不当労働行為事件一覧表	38
4	審査事件の概要	39
5	不当労働行為事件の再審査事件係属一覧	41
第2節	不当労働行為事件の命令・決定	42
第3節	行政訴訟事件	44
第4節	労働組合の資格審査	45
第5節	地方公営企業等における非組合員の範囲の認定・告示	46
第6節	争議行為予告違反被疑事件	46
◎	統計資料	
①	労働争議調整事件取扱件数	47
②	個別的労使紛争取扱件数	49
③	不当労働行為事件取扱件数	50
④	不当労働行為新規申立件数	52
⑤	労働組合数等の推移	54
⑥	労働争議数等の推移	55
⑦	有効求人倍率等の推移	56
⑧	常用労働者数の推移	56
⑨	雇用形態別雇用者数の推移	57
⑩	常用労働者一人平均月間現金給与額の推移	58
⑪	常用労働者一人平均月間労働時間数の推移	59

岡山県労働委員会活動 80 年の推移

1 集団的労使紛争の推移

令和7年までに申請された事件及び終結した事件の内訳及び件数の推移は次のとおりである。

調整区分別申請件数

(単位：件)

年 別 \ 区 分	あっせん	調 停	仲 裁	合 計	年 平 均
昭和 21～30 年	168	61	3	232	23
昭和 31～40 年	293	61	2	356	36
昭和 41～50 年	349	25	0	374	37
昭和 51～60 年	196	0	0	196	20
昭和 61～平成 7 年	131	1	0	132	13
平成 8～17 年	62	0	0	62	6
平成 18～27 年	58	0	0	58	6
平成 28～令和 7 年	19	1	0	20	2
合 計	1, 276	149	5	1, 430	18

終結区分別取扱件数

(単位：件)

年 別 \ 区 分	解決	取下	打切 (不調)	移管	不開始	合 計	解決率 (%)
昭和 21～30 年	138	49	42	1	0	230	77
昭和 31～40 年	173	98	86	0	0	357	67
昭和 41～50 年	152	143	77	0	0	372	66
昭和 51～60 年	102	51	46	0	0	199	69
昭和 61～平成 7 年	42	32	58	0	0	132	42
平成 8～17 年	39	11	12	0	0	62	76
平成 18～27 年	29	8	18	0	3	58	62
平成 28～令和 7 年	8	2	10	0	0	20	44
合 計	683	394	349	1	3	1, 430	66

※「取下」には、調整員指名前の取下を含む。

※「不開始」とは、労働委員会規則第65条第2項の規定に基づくあっせん不開始をいう。

2 個別的労使紛争の推移

令和7年までに相談、申請された件数及びあっせん実施件数等の推移は次のとおりである。

年別取扱件数

(単位：件)

年 別 \ 区 分	事務局 への 相談	相談・ あっせん 申 請	相談 (委員) 実 施	あっせん 実 施
平成 13～17 年	172	30	28	11
平成 18～27 年	1,689	60	23	30
平成 28 年	170	2	0	2
平成 29 年	189	1	0	1
平成 30 年	247	6	0	4
令和 元年	180	4	0	2
令和 2 年	194	5	0	4
令和 3 年	173	3	0	1
令和 4 年	133	4	0	3
令和 5 年	105	2	0	1
令和 6 年	114	5	0	2
令和 7 年	165	3	0	2
合 計	3,531	125	51	63

※委員による相談前置は平成22年11月から省略（廃止）。

3 不当労働行為申立事件の推移

昭和24年から令和7年までに申し立てられた事件及び終結した事件の内訳及び件数の推移は次のとおりである。（旧労組法の不公正労働行為事件は含まない。）

労働組合法第7条該当号別（申立理由別）申立件数

（単位：件、％）

年 別 \ 区 分	1号	2号	3号	1・2号	1・3号	1・4号	2・3号	3・4号	1・2・3号	1・2・4号	1・3・4号	合計
昭和24～29年	24	2	4	1	5	0	1	0	0	0	0	37
昭和30～39年	24	3	10	0	12	0	4	0	3	0	0	56
昭和40～49年	13	7	10	0	58	0	2	0	7	0	1	98
昭和50～59年	10	4	2	2	16	0	1	1	1	0	0	37
昭和60～平成6年	7	2	2	1	31	0	2	2	2	0	0	49
平成7～17年	1	2	3	1	7	2	5	0	4	1	1	27
平成18～27年	2	7	2	0	1	0	3	0	2	0	1	18
平成28～令和7年	0	3	0	1	1	0	3	0	6	0	0	14
合 計	81	30	33	6	131	2	21	3	25	1	3	336
	24.1	8.9	9.8	1.8	39.0	0.6	6.3	0.9	7.4	0.3	0.9	100.0

※合計欄の下段は％である。

終結区分別件数

（単位：件、％）

年 別 \ 区 分	命令・決定	和解・取下		合 計
			うち関与和解	
昭和24～29年	9	27	9	36
昭和30～39年	7	44	16	51
昭和40～49年	26	73	7	99
昭和50～59年	4	29	12	33
昭和60～平成6年	16	28	7	44
平成7～17年	12	29	15	41
平成18～27年	11	4	4	15
平成28～令和7年	9	8	3	17
合 計	94	242	73	336
	28.0	72.0	30.2	100.0

※1 「命令・決定」には、併合事件を含む。

2 合計欄の下段は％である。

4 資格審査の推移

令和7年までに申請された資格審査の内訳及び件数の推移は次のとおりである。

労働委員会規則第22条該当号別申請件数

(単位：件)

年 別 \ 区 分	委員推薦 救済申立 (1号)	法人登記 (2号)	総会決議 (4号)	合 計
昭和 24～30 年	375	76	229	680
昭和 31～40 年	985	106	7	1,098
昭和 41～50 年	182	53	5	240
昭和 51～60 年	32	28	5	65
昭和 61～平成 7 年	58	13	1	72
平成 8～17 年	34	14	1	49
平成 18～27 年	39	6	0	45
平成 28～令和 7 年	40	0	0	40
合 計	1,745	296	248	2,289

終結区分別取扱件数

(単位：件)

年 別 \ 区 分	適格	不適格	打切 取 下	合 計
昭和 24～30 年	655	1	21	677
昭和 31～40 年	1,034	2	61	1,097
昭和 41～50 年	193	0	46	239
昭和 51～60 年	58	0	11	69
昭和 61～平成 7 年	59	0	8	67
平成 8～17 年	33	0	20	53
平成 18～27 年	33	0	8	41
平成 28～令和 7 年	36	0	8	44
合 計	2,101	3	183	2,287

岡山県労働委員会年報

第 1 章 労働情勢

1 雇用情勢

(1) 全国の状況

我が国の経済情勢において、景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、雇用情勢においては、完全失業者数は減少し、就業率は緩やかな上昇傾向となるなど、改善の動きがみられる。

令和7年の全国の有効求人倍率（年平均）は1.22倍となり、前年の1.25倍から0.03ポイント減少した。

次に、令和7年の全国の賃金、労働時間、雇用の動き（事業所規模5人以上）を厚生労働省の「毎月勤労統計調査（令和7年分結果確報）」で見ると、賃金（一人平均月間現金給与総額）は前年比2.3%増の355,941円となり、5年連続で増加した。

総実労働時間（一人平均月間総実労働時間。以下同じ。）は、前年比1.4%減の135.1時間となり、2年連続で減少した。総実労働時間のうち所定外労働時間は9.8時間で、前年に比べ2.5%減となり、3年連続で減少した。なお、年間の労働時間（総実労働時間を12倍して年換算）は1,621時間となった。

常用雇用は前年比1.5%増となり、21年連続で増加した。パートタイム労働者比率は、前年から0.45ポイント上昇の31.31%となり、5年連続で増加した。

(2) 岡山県の状況

岡山県内の雇用情勢は、新規求人数（原数値）を産業別に前年同月と比較すると、主な産業では、建設業、製造業、医療・福祉、サービス業（他に分類されないもの）で増加したものの、全体では0.6%減と、6か月連続で減少するなど、求人が求職を上回って推移しているものの、求人が弱含んでおり、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。^{*1}

令和7年の岡山県の有効求人倍率（年平均、受理地別）は1.40倍で、昨年の1.44倍から、0.04ポイント下回った。

なお、令和7年12月の有効求人倍率（受理地別、季節調整値）を都道府県別にみると、全国平均が1.19倍のところ、東京都が1.75倍と全国で最も高く、岡山県は1.32倍だった。就業地別の有効求人倍率（季節調整値）では、岡山県は1.36倍であった^{*2}。

次に、令和7年の岡山県の賃金、労働時間、雇用の動き（事業所規模5人以上）を「毎月勤労統計調査地方調査結果（令和7年11月分）」で見ると、賃金（一人平均月間現金給与総額）は320,277円で、前年同月に比べ3.7%増加し、4か月連続の増加となった。このうち、定期給与額は276,651円で前年同月に比べ3.7%増加

し、47 か月連続の増加となった。

総実労働時間は 138.8 時間で、前年同月に比べ 4.6%減少した。総実労働時間のうち、所定外労働時間は 11.6 時間で、前年同月に比べ 6.4%増加した。

常用労働者は 735,884 人となり、前年同月に比べ 1.5%の増加で、42 か月連続で増加した。また常用労働者に占めるパートタイム労働者比率は 29.4%で、前年同月を 1.0 ポイント上回った。

【備考】

*1：岡山県内の雇用情勢の判断は、「雇用情勢（令和 7 年 12 月）」（厚生労働省岡山労働局）による。

*2：厚生労働省が公表している労働関係指標による。

2 労働組合の組織状況

令和 7 年 6 月 30 日現在の岡山県における労働組合数は 747 組合（前年比 1 組合の減少）で、労働組合員数は 146,052 人（前年比 2,035 人の増加）となっている。また、推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は 17.0%で、前年の 17.1%から 0.1 ポイント低下した。

なお、厚生労働省の令和 7 年「労働組合基礎調査」の結果によると、同日現在の全国の推定組織率は 16.0%で、前年の 16.1%から 0.1 ポイント低下した。

3 賃上げ及び夏季・年末一時金の妥結状況（全国）

(1) 賃上げ

厚生労働省が公表した令和 7 年の民間主要企業（妥結額（妥結上明らかにされた額）などを把握できた、資本金 10 億円以上かつ従業員 1,000 人以上の労働組合のある企業 390 社）における春季賃上げの平均妥結額は 18,629 円で、前年に比べ 1,214 円の増となった。

また、現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は 5.52%で、前年に比べ 0.19 ポイントの増となった。

賃上げ額、賃上げ率はともに昨年を上回った。

(2) 夏季一時金

厚生労働省が公表した令和 7 年の民間主要企業（妥結額などを把握できた、資本金 10 億円以上かつ従業員 1,000 人以上の労働組合のある企業 342 社）における夏季一時金の平均妥結額は 946,469 円と、昨年に比べ 47,715 円（対前年比 5.31%）の増となり、4 年連続で前年を上回った。また、平均要求額は 997,430 円で、昨年に比べ 59,508 円（対前年比 6.34%）の増となった。

なお、前年との比較が可能な企業 265 社における令和 7 年の平均妥結額の対前年比は 6.34%の増となった。

(3) 年末一時金

厚生労働省が公表した令和7年の民間主要企業（妥結額などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業330社）における年末一時金の平均妥結額は957,184円で、昨年に比べ65,724円（対前年比7.37%）の増となり、4年連続で前年を上回った。また、平均要求額は1,008,354円で、昨年に比べ74,550円（対前年比7.98%）の増となった。

なお、前年との比較が可能な企業260社における令和7年の平均妥結額の対前年比は3.18%の増となった。

4 関係法令等の動き

(1) 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部改正

多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境を整備するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の強化、化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備、機械等による労働災害防止の促進、高年齢労働者の労働災害防止のための取組の強化等の措置を講ずるため、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）が、令和7年5月14日に公布された。

改正の主な概要は次のとおりであり、また、施行日は各事項に記載のとおりである。

① 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、次の見直しを行う。

ア 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。

イ 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

【令和8年4月1日施行（なお、①アの一部は公布日、①イの一部は令和9年1月1日、①ア、イの一部は令和9年4月1日）】

② 職場のメンタルヘルス対策の推進

ストレスチェックについて、現在当分の間、努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。【公布後3年以内に政令で定める日施行】

③ 化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備

ア 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。【公布後5年以内に政令で定める日施行】

イ 化学物資の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、

代替化学物質名等の通知を認める。なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。【令和8年4月1日施行】

ウ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。【令和8年10月1日施行】

④ 機械等による労働災害防止対策

ア ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。【令和8年4月1日施行】

イ 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。【令和8年1月1日施行】

⑤ 高齢者の労働災害防止の推進

高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。【令和8年4月1日施行】

(2) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正（令和7年6月11日公布）

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる。

① ハラスメント対策の強化

ア カスタマーハラスメント（※）を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。

※ 職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害すること。【公布後1年6月以内に政令で定める日施行】

イ 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。【公布後1年6月以内に政令で定める日施行】

ウ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。【令和7年6月11日施行】

② 女性活躍の推進

- ア 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。【令和8年4月1日施行】
- イ 女性活躍推進法の有効期限（令和8年3月31日まで）を令和18年3月31日まで、10年間延長する。【令和7年6月11日施行】
- ウ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。【令和7年6月11日施行】
- エ 政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。【令和7年6月11日施行】
- オ 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。【公布後1年6月以内に政令で定める日施行】
- カ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。【令和8年4月1日施行】

③ 治療と仕事の両立支援の推進

事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。【令和8年4月1日施行】

(3) 公益通報者保護法の一部改正（令和7年6月11日公布）

近年の事業者の公益通報への対応状況及び公益通報者の保護を巡る国内外の動向に鑑み、①事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上、②公益通報者の範囲拡大、③公益通報を阻害する要因への対処、④公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済を強化するための措置を講ずる。【令和8年12月1日施行】

① 事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実行性の向上

- ア 従事者指定義務に違反する事業者（常時使用する労働者の数が300人超に限る）に対し、現行法の指導・助言、勧告権限に加え、勧告に従わない場合の命令権及び命令違反時の刑事罰（30万円以下の罰金、両罰）を新設する。
- イ 上記事業者に対する現行法の報告徴収権限に加え、立入調査権限を新設するとともに、報告懈怠・虚偽報告、検査拒否に対する刑事罰（30万円以下の罰金、両罰）を新設する。
- ウ 現行法の体制整備義務の例示として、労働者等に対する事業者の公益通報対応体制の周知義務を明示する。

② 公益通報者の範囲拡大

公益通報者の範囲に、事業者と業務委託関係にあるフリーランス及び業務委託関係が終了して1年以内のフリーランスを追加し、公益通報を理由とする業務委託契約の解除その他不利益な取扱いを禁止する。

③ 公益通報を阻害する要因への対処

ア 事業者が、労働者等に対し、正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること等によって公益通報を妨げる行為をすることを禁止し、これに違反してされた合意等の法律行為を無効とする。

イ 事業者が、正当な理由がなく、公益通報者を特定することを目的とする行為をすることを禁止する。

④ 公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化

ア 通報後1年以内の解雇又は懲戒は公益通報を理由としてなされたものと推定する（民事訴訟法上の立証責任転換）。

イ 公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者に対し、直罰（6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金、両罰）を新設する。

ウ 公益通報を理由とする一般職の国家公務員等に対する不利益な取扱いを禁止し、これに違反して分限免職又は懲戒処分をした者に対し、直罰（6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）を新設する。

第 2 章 労働委員会の運営

第 1 節 委員会の構成

1 委員

労働委員会は、労働組合法第 19 条第 1 項及び第 19 条の 12 の規定により、各都道府県が設置している行政委員会であって、公益を代表する者（公益委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び使用者を代表する者（使用者委員）各同数の三者によって組織されている。

当労働委員会の委員数は、労働組合法施行令第 25 条の 2 の規定により、公、労、使各側 5 名の 15 名であり、委員の任期は労働組合法第 19 条の 5 第 1 項の規定により 2 年である。

委員の任命は、労働組合法第 19 条の 12 第 3 項の規定により、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、知事が任命する。

令和 6 年 11 月 28 日付けで第 50 期委員が任命され、その後、委員の互選によって西田会長、岡部会長代理が選任された。

2 あっせん員候補者

労働委員会は、労働関係調整法第 10 条及び第 11 条の規定により、学識経験者の中から適任者を選び、あっせん員候補者を委嘱し、その名簿を作成しておかなければならない。労働争議が発生し、関係当事者からあっせんの申請があったときなどに、その中から労働委員会の会長があっせん員を指名し、労働争議のあっせんを行わせる。

あっせん員候補者の任期、定数等については法令に特別の定めはないが、当労働委員会では、あっせん員候補者に関する内規を定め、この内規により(1)現期委員、(2)事務局職員の課長級以上の職にある者をおっせん員候補者に委嘱している。

第50期岡山県労働委員会委員名簿

(任期：令和6年11月28日～令和8年11月27日)

区分	氏名	現職等	備考
公益委員	◎ にしだ かずひろ 西田 和弘	岡山大学大学院法務研究科教授	第44期～第50期 (平成24年11月26日～)
	○ おかべ むねしげ 岡部 宗茂	弁護士	第48期～第50期 (令和2年11月28日～)
	はまだ ようこ 濱田 陽子	岡山大学法学部教授	第46期～第50期 (平成28年11月28日～)
	おおかわ けんじ 大河 健二	特定社会保険労務士	第49期～第50期 (令和4年11月28日～)
	やすだ ゆうすけ 安田 祐介	弁護士	第49期～第50期 (令和4年11月28日～)
労働者委員	ならもと ひろみ 榎本 博美	元岡山県教職員組合特別執行委員	第47期～第50期 (平成30年11月28日～)
	はやし やすひろ 林 康宏	運輸労連岡山県連合会執行委員長	第47期～第50期 (令和2年5月14日～)
	なんば こういち 難波 浩一	倉敷化工労働組合顧問	第48期～第50期 (令和3年9月22日～)
	こかど みき 古角 美姫	全日通労働組合岡山県支部 組織文化部長	第48期～第50期 (令和4年3月10日～)
	ふじい ひでとし 藤井 秀俊	連合岡山事務局長	第50期 (令和8年2月12日～)
使用者委員	かじはら やすひこ 梶原 康彦	梶原乳業(株)代表取締役社長	第45期～第50期 (平成26年11月26日～)
	よこやま けいすけ 横山 圭介	横山石油(株)代表取締役社長	第46期～第50期 (平成28年11月28日～)
	いしだ あつし 石田 敦志	(株)イシダ代表取締役	第46期～第50期 (平成28年11月28日～)
	にしたに じろう 西谷 治朗	岡山県経営者協会専務理事	第48期～第50期 (令和2年11月28日～)
	みやけ たかふみ 三宅 崇文	おかやま信用金庫専務理事	第48期～第50期 (令和2年11月28日～)

(◎会長 ○会長代理)

(令和8年3月1日現在)

委員異動状況（令和7年1月1日～令和8年3月1日）

区 分		氏 名	就・退任年月日	備 考
新任	労働者委員	藤井 秀俊	R8. 2. 12	
退任	労働者委員	阪口 林	R7. 11. 18	在職 H28. 3. 10～R7. 11. 18

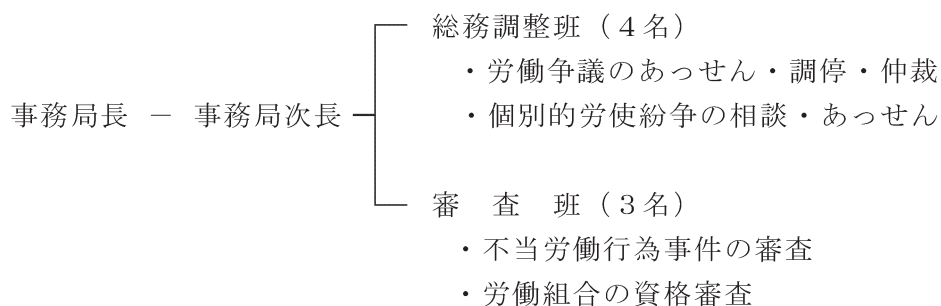
3 事務局

事務局は、労働組合法施行令第25条の規定により、委員会の事務を処理するため設置され、会長の同意を得て知事が任命する職員をもって構成されている。

事務局の組織、事務分掌等については、岡山県労働委員会事務局の組織及び事務処理に関する規則により定められている。

事務局の組織及び職員数は、次のとおりである。

〔事務局組織図〕



定員9人 現員9人

事務局職員名簿

班 名	職 名	氏 名	任命年月日
	事務局長	那須 健介	R 7. 4. 1
	事務局次長	藤井 俊博	R 7. 4. 1
総務調整班	総括副参事	鳥越 有子	R 7. 4. 1
	副参事	水田 智之	R 7. 4. 1
	副参事	板野 淳子	R 7. 4. 1
	主 幹	國末 友加里	R 6. 4. 1
審査班	総括参事	近藤 仁志	R 6. 4. 1
	主 任	山縣 香	R 5. 4. 1
	主 任	遠藤 隆宏	R 5. 4. 1

(令和7年12月31日現在)

第 2 節 会 議

1 総 会

総会は、委員の全員で行われる会議である。

労働委員会の運営は、総会を中心として行われる。総会においては、労働委員会規則第5条第1項各号に掲げる諸事項を審議決定するほか、公益委員会議の状況や、あっせん員、調停委員会委員長、仲裁委員会委員長、審査委員等から事件処理状況等について報告を受ける。

当労働委員会では、労働委員会規則第4条の規定及び当労働委員会の申合せに基づき、原則として毎月1回（第2又は第4木曜日）定例総会を開催することとしているが、その他会長が必要と認めたとき等に臨時総会を開催している。

回	開催年月日	出席委員及び付議事項	
1530	7. 1. 9	出席委員	(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 阪口・檜本・林・難波・古角 (使) 梶原・横山・西谷・三宅
			1 審議事項 (1) 第1529回総会議事録の承認について 2 報告事項 ◎ 第1541回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和5年(不)第1号事件 ◎ 調整事件関係 (1) 集団的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について (2) 令和6年10月～12月期の取扱状況について 3 その他 (1) 令和6年度中国地区労働委員会会長連絡会議について (2) 令和7年度全国労働委員会会長連絡会議における議題について (3) 令和7年度総会開催日程について
1531	7. 2. 13	出席委員	(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 阪口・檜本・林・難波・古角 (使) 梶原・石田・西谷・三宅

回	開催年月日	出席委員及び付議事項	
		<p>1 審議事項 (1) 第 1530 回総会議事録の承認について</p> <p>2 報告事項 ◎ 第 1542 回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和 5 年(不)第 1 号事件 ◎ 調整事件関係 (1) 集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について</p> <p>3 その他 (1) 争議行為の予告通知について (2) 令和 6 年度中国地区労働委員会会長連絡会議について (3) 令和 7 年度諸会議開催予定について (4) 第 150 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題について (5) 委員研修の実施について</p>	
1532	7. 3. 13	出席委員	<p>(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 阪口・檜本・難波・古角 (使) 梶原・石田・西谷・三宅</p> <p>1 審議事項 (1) 第 1531 回総会議事録の承認について</p> <p>2 報告事項 ◎ 第 1543 回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和 5 年(不)第 1 号事件 ◎ 再審査事件関係 (1) 中労委令和 3 年(不再)第 3 2 号事件 (初審 岡委令和 2 年(不)第 1 号事件) ◎ 調整事件関係 (1) 集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について</p> <p>3 その他 (1) 争議行為の予告通知について</p>

回	開催年月日	出席委員及び付議事項	
		(2) 第150回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題について	
1533	7. 4. 10	出席委員	<p>(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 阪口・檜本・林・難波・古角 (使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅</p> <p>1 審議事項 (1) あっせん員候補者の委嘱・解任について (2) 第1532回総会議事録の承認について</p> <p>2 報告事項 ◎ 第1544回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和5年(不)第1号事件 ◎ 調整事件関係 (1) 集団的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について (2) 令和7年1月～3月期の取扱状況について</p> <p>3 その他 (1) 争議行為の予告通知について (2) 第66回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題について (3) 第150回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題について (4) 個別的労使紛争処理制度に係る広報について</p>
1534	7. 5. 8	出席委員	<p>(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 阪口・檜本・林・難波・古角 (使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅</p> <p>1 審議事項 (1) 第1533回総会議事録の承認について</p> <p>2 報告事項 ◎ 第1545回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和5年(不)第1号事件</p>

回	開催年月日	出席委員及び付議事項	
		<p>◎ 調整事件関係</p> <p>(1) 集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について</p> <p>◎ 個別的労使紛争関係</p> <p>(1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) 令和7年度全国労働委員会会長連絡会議について</p> <p>(3) 第66回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題について</p>	
1535	7. 6. 26	出席委員	<p>(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田</p> <p>(労) 阪口・檜本・難波・古角</p> <p>(使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅</p> <p>1 審議事項</p> <p>(1) 第1534回総会議事録の承認について</p> <p>2 報告事項</p> <p>◎ 第1546回公益委員会議の経過</p> <p>◎ 審査事件関係</p> <p>(1) 岡委令和5年(不)第1号事件</p> <p>◎ 調整事件関係</p> <p>(1) 集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について</p> <p>◎ 個別的労使紛争関係</p> <p>(1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) 第150回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について</p> <p>(3) 令和7年度全国労働委員会会長連絡会議について</p> <p>(4) 第66回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題について</p> <p>(5) 個別労働紛争解決研修について</p>
1536	7. 7. 24	出席委員	<p>(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田</p> <p>(労) 阪口・檜本・林・難波・古角</p> <p>(使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅</p>

回	開催年月日	出席委員及び付議事項	
		<p>1 審議事項 (1) 第 1535 回総会議事録の承認について</p> <p>2 報告事項 ◎ 第 1547 回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和 5 年(不)第 1 号事件 (2) 岡委令和 7 年(不)第 1 号事件 ◎ 調整事件関係 (1) 集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について (2) 令和 7 年 4 月～6 月期の取扱状況について</p> <p>3 その他 (1) 争議行為の予告通知について (2) 第 66 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について (3) 第 80 回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について</p>	
1537	7. 8. 28	出席委員	(公) 西田・大河・安田 (労) 阪口・檜本・林・難波・古角 (使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅
		<p>1 審議事項 (1) 第 1536 回総会議事録の承認について</p> <p>2 報告事項 ◎ 第 1548 回、第 1549 回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和 5 年(不)第 1 号事件 (2) 岡委令和 7 年(不)第 1 号事件 ◎ 調整事件関係 (1) 集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について</p> <p>3 その他 (1) 争議行為の予告通知について (2) 「個別的労使紛争処理制度」に係る周知月間の取組について</p>	

回	開催年月日	出席委員及び付議事項	
1538	7. 9. 25	出席委員	<p>(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 阪口・檜本・林・難波・古角 (使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅</p> <p>1 審議事項 (1) 第 1537 回総会議事録の承認について</p> <p>2 報告事項 ◎ 第 1550 回公益委員会議の経過 ◎ 審査事件関係 (1) 岡委令和 5 年(不)第 1 号事件 ◎ 調整事件関係 (1) 集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について</p> <p>3 その他 (1) 争議行為の予告通知について (2) 令和 7 年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について</p>
1539	7. 10. 23	出席委員	<p>(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 阪口・檜本・林・難波 (使) 梶原・石田・西谷・三宅</p> <p>1 審議事項 (1) 第 1538 回総会議事録の承認について</p> <p>2 報告事項 ◎ 第 1551 回公益委員会議の経過 ◎ 調整事件関係 (1) 集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について (2) 令和 7 年 7 月～9 月期の取扱状況について</p> <p>3 その他 (1) 争議行為の予告通知について (2) 委員研修の実施について</p>

回	開催年月日	出席委員及び付議事項	
1540	7. 11. 27	出席委員	(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 檜本・林・難波・古角 (使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅
		1 審議事項 (1) あっせん員候補者の解任について (2) 第 1539 回総会議事録の承認について 2 報告事項 ◎ 第 1552 回公益委員会議の経過 ◎ 調整事件関係 (1) 集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について 3 その他 (1) 争議行為の予告通知について (2) 第 80 回全国労働委員会連絡協議会総会について	
1541	7. 12. 11	出席委員	(公) 西田・岡部・濱田・大河・安田 (労) 檜本・林・難波・古角 (使) 梶原・横山・石田・西谷・三宅
		1 審議事項 (1) 第 1540 回総会議事録の承認について 2 報告事項 ◎ 調整事件関係 (1) 集团的労使紛争に係る相談・あっせん等の状況について ◎ 個別的労使紛争関係 (1) 個別的労使紛争に係る相談・あっせんの状況について 3 その他 (1) 争議行為の予告通知について (2) 令和 7 年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について (3) 第 81 回全国労働委員会連絡協議会総会の議題について (4) 令和 8 年度全国労働委員会会長連絡会議の議題について (5) 令和 8 年度諸会議開催予定及び出席委員案について (6) 令和 8 年度総会開催日程案について	

2 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで行う会議で、労働委員会規則第9条第1項各号に掲げる事項（労働組合の資格審査、不当労働行為事件の審査及び地方公営企業等の職員に係る管理者等の範囲の認定告示等）を審議する。

当労働委員会では、原則として定例総会終了後開催することとしているが、このほかにも必要に応じ開催することとしている。

回	開催年月日	付 議 事 項
1542	7. 1. 9	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件（経過）
1543	7. 2. 13	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件（経過）
1544	7. 3. 13	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件（経過）
1545	7. 4. 10	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件（経過）

回	開催年月日	付 議 事 項
1546	7. 5. 8	<p>1 審議事項 なし</p> <p>2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件 (経過)</p>
1547	7. 6. 26	<p>1 審議事項 (1) 労働組合資格審査関係 適格決定申請1件 (2) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件 (合議)</p> <p>2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件 (経過)</p>
1548	7. 7. 24	<p>1 審議事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件 (合議) 岡委令和7年(不)第1号事件 (審査委員選任)</p> <p>2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件 (経過) (2) 労働組合資格審査関係 申請1件</p>
1549	7. 8. 18	<p>1 審議事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件 (合議)</p> <p>2 報告事項 なし</p>

回	開催年月日	付 議 事 項
1550	7. 8.28	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件(経過) 岡委令和7年(不)第1号事件(経過) (2) 労働組合資格審査関係 打切り1件
1551	7. 9.25	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 不当労働行為救済申立事件関係 岡委令和5年(不)第1号事件(経過)
1552	7.10.23	1 審議事項 なし 2 報告事項 なし

※令和7年11月及び12月は公益委員会議を開催していない。

3 連絡協議会、連絡会議及び諸会議

労働委員会委員は、労働委員会規則第 86 条の規定により、公益、労働者、使用者の各構成員の三者構成による連絡協議会、会長の連絡会議及び諸会議を全国又はブロック（連絡協議会にあつては中国地区、連絡会議にあつては中国地区、中国・四国地区）ごとに設け、労働委員会相互の連絡を密にし、その事務処理に必要な統一と調整を図っている。

これらの会議の開催状況は、次のとおりである。

(1) 全国会議

○ 全国労働委員会会長連絡会議

(令和 7 年 6 月 13 日、於：和歌山市「ダイワロイネットホテル和歌山」)

ア 出席者 公益委員 (会長)西田 和弘
事務局 (局長)那須 健介 ほか

イ 講演

「今後の労働基準関係法制の検討課題」

講師：明治大学法学部教授

中央労働委員会公益委員 山川 隆一 氏

ウ 議題

議題懇談

「和解の取組について」

(中労委提案)

○ 第 80 回全国労働委員会連絡協議会総会

(令和 7 年 11 月 13 日～14 日、於：東京都「東京大学大講堂」)

ア 出席者 公益委員 (会長)西田 和弘 岡部 宗茂
労働者委員 阪口 林 檜本 博美
使用者委員 横山 圭介 石田 敦志
事務局 (局長)那須 健介 ほか

イ 講演

「労働委員会にとっての O J T と O f f - J T : 職業能力開発の理想と現実」

講師：元中央労働委員会会長 法政大学名誉教授 諏訪 康雄 氏

ウ 議題

① 働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について

(中労委提案)

② コロナ禍の教訓から学ぶ

(中労委提案)

(2) ブロック会議

○ 中国地区労働委員会会長連絡会議

(令和7年1月30日、於：岡山市「ピュアリティまきび」)

ア 出席者 公益委員 (会長)西田 和弘 岡部 宗茂 瀨田 陽子
大河 健二 安田 祐介
事務局 (局長)坪井 俊隆 ほか

イ 議題

- ① 謝罪の内容や形式に固執する個別労働関係紛争のあっせんについて
(広島県提案)
- ② あっせんにおける解決金額の算定の考え方等について
(岡山県提案)
- ③ 令和6年の不当労働行為事件、労働争議の調整(あっせん)及び個別労働関係紛争のあっせんの概要と特に印象に残った事件について
(平成29年度会議での決定議題)

○ 第150回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会

(令和7年5月19日、於：松江市「松江テルサ」)

ア 出席者 公益委員 (会長)西田 和弘 大河 健二
労働者委員 阪口 林 林 康宏
使用者委員 梶原 康彦 西谷 治朗
事務局 藤井 俊博 ほか

イ 講演

「今後の労働基準関係法制の課題と目指すべき方向性について」

講師：中央労働委員会西日本区域地方調整委員

京都大学大学院法学研究科教授 島田 裕子 氏

ウ 議題

- ① 立会団交の実施について
(広島県提案)
- ② 労働委員会におけるデジタル化の推進について
(島根県提案)

○ 第66回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議

(令和7年7月8日、於：松江市「松江テルサ」)

ア 出席者 公益委員 (会長)西田 和弘
事務局 藤井 俊博

イ 議題

- ① 過半数代表者が当事者となる労働争議の調整について
(広島県提案)
- ② あっせん手続きに補佐人の意向が強く影響している場合の対応について
(島根県提案)

第3節 表彰関係

1 叙勲・褒章

該当者なし

2 表彰

令和7年11月、岡山県労働委員会の委員在職中に功労があったとして、阪口林委員が厚生労働大臣感謝状を受賞された。

第4節 労働委員会業務改善の検討経過

1 労働委員会活性化のための検討委員会について

労働委員会が置かれている現状を踏まえ、その機能を発揮し、使命を十分に果たすための具体的方策とともに、社会的にその存在意義を高めるための機能の拡充策等について検討を行い、もって労働委員会の一層の活性化を図るために、全国労働委員会連絡協議会運営委員会の小委員会として、平成21年11月に設置された。

これまでに、平成22年7月に第1次報告書、平成23年6月に第2次報告書、平成24年6月に第3次報告書、平成25年6月に第4次報告書がそれぞれ取りまとめられている。

2 中労委における支援について

都道府県労委が行う個別紛争処理業務に対する中労委の支援の在り方等について検討するため、平成27年2月開催の「全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会」における決定に基づき、全労委運営委員会の小委員会として「個別紛争処理制度委員会」が設置された。同委員会における中間報告（同年10月）として次のような項目について取りまとめが行われ、取組が進められている。

- ・個別紛争データベースの構築（平成29年度から運用を開始）
- ・委員・職員向け研修の充実（平成28年度から新たな専門研修の創設）
- ・認知度アップのための取組（周知月間（毎年10月）での全国共同PRの実施）

3 今後の労働委員会の在り方をめぐる議論について

- (1) 平成30年11月開催の全国労働委員会連絡協議会総会において、「都道府県労働委員会が直面する諸課題の共有とその解決に向けた検討組織の設置について」が議題とされ、その後に開催された全労委運営委員会において、「労働委員会の在り方検討小委員会」を設置することが決定され、同小委員会のもとに作業チームが置かれることになった。作業チームや同小委員会で議論、検討を経て、令和元年11月開催の全国労働委員会連絡協議会総会で「中間整理」として検討状況が報告された。
- (2) 「中間整理」を踏まえ、制度改正を含む検討を行う10項目と速やかに実施する事項（運用改善）が選定され、令和2年11月開催の全国労働委員会連絡協議会総会で「今後の労働委員会の在り方検討小委員会及び作業チームの議論のまとめ」として検討結

果等が報告された。その中で、労委規則の見直しを検討すべきとされた項目のうち、審問の開始期限、答弁書の提出期限等については、労働委員会規則が改正され、令和3年10月1日から施行された。

- (3) 労働委員会の在り方検討小委員会で引き続き検討することが適当とされた残る8項目に加え、行政手続のIT化等最近の労働委員会をめぐる課題、今後の労働委員会の新たな役割等について検討を行うため、令和3年11月、「労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会」が設置された。同年12月以降7回にわたり開催された同小委員会での議論・検討を経て、令和4年9月、8項目について中間報告が取りまとめられた。その後、労働委員会における新たな課題であるIT活用や社会経済情勢の変化を見据えた中長期的なあり方について、引き続き検討を進めるため、令和5年1月以降7回にわたり同小委員会での議論・検討が行われ、同年10月に最終報告書が取りまとめられ、今後の労働委員会の新たな役割として、過半数代表と労働委員会及びフリーランスと労働委員会の問題について、現状と課題が整理された。
- (4) 上記最終報告を受け、労働委員会に過半数代表やフリーランスに関する事案が持ち込まれた場合の対応、関係機関との連携の在り方など、労働委員会が具体的にどのような対応を行うこととするか等について実務課題等の検討を行うために、中央労働委員会公益委員懇談会の下に「今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会」が設置された。令和6年5月以降4回にわたり開催された同検討会での議論・検討を経て、令和7年1月に中間報告が取りまとめられた。その後、フリーランスと労働委員会について議論され、令和8年2月の同検討会で、最終報告案が示された。

4 令和7年における本県労働委員会の主な取組について

- (1) 労働委員会委員及び事務局職員に係る研修会の開催

労働委員会委員及び事務局職員の資質の維持・向上を目的として、令和7年3月に、岡山労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進指導官 的場 隆晃氏を講師に招き、「フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要と企業の取組事例」の演題により、研修を実施した。

- (2) 各種広報媒体の活用による周知活動

労働委員会が取り組んでいる個別的労使紛争の相談とあっせんについて、次のような広報媒体を活用して周知活動を行った。

- ・ホームページ（労働委員会事務局）
- ・県政広報資料（公聴広報課）
- ・おかやま労働（労働雇用政策課）
- ・FMラジオ、AMラジオ（公聴広報課）
- ・NHKデータ放送（公聴広報課）
- ・SNS（Facebook, X）（公聴広報課）
- ・関係機関広報誌への記事掲載（労働委員会事務局）

上記に加えて、認知度を高める観点から、全労委運営委員会の決定に基づき、平成21年度から行っている共同PR事業として、個別労働紛争処理制度の周知月間（令和7年10月）に際し、次のような活動を行った。

- ・チラシ、ポスターの作成、配付（労働委員会事務局）
- ・生活情報紙や就職情報誌への記事の掲載依頼（労働委員会事務局）
- ・県内コンビニ等へのチラシ設置（公聴広報課）
- ・県立図書館との連携展示（労働委員会事務局、県立図書館）
- ・ディスプレイ広告・リスティング広告（労働委員会事務局）

第 3 章 調 整 関 係

第 1 節 労働争議の調整

労働争議は、その当事者である労使が自主的に解決するのが原則である。

労働委員会は、労働争議の調整については、原則として、当事者からの要請が行われた場合にその機能や権限を行使する。

労働争議（集团的労使紛争）の調整とは、労働争議が発生し、紛争が深刻化して自主解決が困難なときに、当事者からの申請に基づいて、紛争解決のために適切な助力をして、争議を平和的に解決するものである。

調整には、あっせん・調停・仲裁の三種類がある。あっせんは、あっせん員が労使双方の間に立ち、その争点を明らかにし、紛争の妥結・調整に助力することで、当事者の自主的な歩み寄りを促し、当該争議の解決に努める方法である。調停は公・労・使各委員からなる三者構成の調停委員会が調停案を提示して解決を図る方法であり、当事者は調停案の受諾を法律上強制されることはないが、調停委員会は調停案に理由を付して公表し、受諾を促すこともできる。また、仲裁は、公益委員の中から労使双方が合意選定した者三名で構成する仲裁委員会の下す仲裁裁定に、労働協約と同一の効力を与えて争議の解決を委ねるという方法である。

1 取扱件数

(1) 事件の申請状況

令和 7 年における調整申請件数は 0 件で、前年に比べ 1 件減少した（第 1 表）。

第 1 表 調 整 取 扱 件 数

(単位：件)

年別 区分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
前年からの繰越	0	2	0	1	0
新規申請件数	2	0	5	1	0
合 計	2	2	5	2	0
あっせん	2	2	5	2	0
調 停	0	0	0	0	0
仲 裁	0	0	0	0	0

(2) 事件の内容

① 申請者

申請者はなかった。

- ② 申請項目
申請項目はなかった。
- ③ 産業別
申請事件はなかった。

(3) 事件の終結状況

- ① 終結内容
令和7年に終結した事件はなかった（第2表）。
- ② 所要日数
令和7年に終結した事件はなかった。
- ③ 調整回数
令和7年に終結した事件はなかった。

第2表 終結・繰越区分別件数

(単位：件)

区分 \ 年別	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
解 決	0	0	1	0	0
取 下	0	0	2	0	0
打切・不調	0	2	1	2	0
不 開 始	0	0	0	0	0
次 年 繰 越	2	0	1	0	0

2 集团的労使紛争一覧

該当なし

3 集团的労使紛争の概要

該当なし

第2節 争議行為予告通知

労働関係調整法第37条第1項の規定により、公益事業に係る関係当事者が争議行為を行おうとするときには、少なくとも10日前までに労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事に対して争議行為を予告通知する義務を課しており、労働委員会は、当該予告通知を受理する。

令和7年において予告がなされたものは、次のとおりである。

〈争議行為予告通知の受理状況〉

業種	航空	道路貨物	医療	陸上旅客	港湾	通信	その他	合計
件数	20	7	6	3	3	2	2	43

第3節 実 情 調 査

1 実情調査の目的

労働争議の実情調査は、労働関係調整法第12条第1項の規定によるあっせん申請等があった場合及び同法第37条第1項の規定による公益事業の争議行為予告通知があった場合に、労働委員会規則第62条の2から第62条の4までの規定により行っている。

この実情調査の意義は、調査を開始することによって当該争議の内容を迅速かつ的確に把握できるとともに、当事者間の自主交渉が促進され、そのため争議の早期解決が図られるという点にある。

2 実情調査の概要

令和7年の実情調査件数は、4件（前年からの繰越を除く。）で、その内訳は、あっせん申請に基づくものが0件、争議行為の予告通知に基づくものが4件となっている。

交渉事項別にみると、賃金増額が1件、一時金が2件等となっている（第1表）。

次に、令和7年の実情調査（前年からの繰越を含む。）を終結理由別にみると、解決が3件、翌年へ繰越が1件となっている（第2表）。

第1表 交渉事項別実情調査件数

（単位：件）

年別 区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総 数	6	5	7	5	4
(内訳)					
賃金増額	2	2	2	2	1
一時金	2	2	2	2	2
労働協約	0	0	0	0	0
合理化問題	0	0	0	0	0
労働時間短縮	0	0	0	0	0
解雇・配転	0	1	0	0	0
退職金	0	0	0	0	0
その他	2	0	3	1	1

第2表 終結理由別実情調査件数

(単位：件)

区分 \ 年別	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総 数	6	7	7	6	4
(内訳)					
解 決	3	5	6	4	3
調 整 移 行	0	0	0	0	0
打 切 ・ 不 調	1	2	1	2	0
翌 年 へ 繰 越	2	0	0	0	1

第4節 個別的労使紛争に係る相談・あっせん

個別的労使紛争処理制度は、個々の労働者と使用者との間の労働関係に関する紛争について、紛争当事者からの相談に応ずるとともに、必要に応じてあっせんを行うことにより、労使関係の速やかな安定に寄与することを目的とした制度である。

あっせんは、公労使の3名のあっせん員が、労使双方の間に立って、問題点の整理、意見の調整、助言などを行いながら、話し合いによる円満な解決に努める方法である。岡山県では、個別的労使紛争の処理に関する要綱を平成13年7月に制定し、同年8月から実施している。なお、同年10月からは、地方自治法第180条の2の規定に基づき、知事から「個別的労使紛争の相談・あっせんに関する事務」の委任を受けた取組となっている。

個別的労使紛争に係る相談・あっせんの取扱件数について、令和7年は事務局への相談が165件であった。また、あっせん申請は3件で、その内容は、解雇に係る事案2件、パワハラ・嫌がらせに係る事案1件となっている。終結状況は、あっせん実施が2件で、解決1件、打切1件となっており、残る1件は不開始となっている。

1 取扱件数

(単位：件)

区分		年別				
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
事務局への相談		173	133	105	114	165
あっせん申請(新規)		3	4	2	5	3
あっせん申請(前年からの繰越)		0	1	0	1	0
合計		3	5	2	6	3
あっせん実施		1	3	1	3	2
内訳	(解決)	1	1	0	2	1
	(打切)	0	2	1	1	1
	(取下)	0	0	0	0	0
不開始		0	1	0	3	1
取下		1	1	0	0	0
翌年へ繰越		1	0	1	0	0

2 相談・あっせん一覧

番号	事 件 名	相談（あっせん）事項	申 請 日 申 年 月 日	申 請 者	あっせんの実施状況			あっせん員 (公)、(労)、(使)
					実 施 年 月 日	終 結 年 月 日	終 結 状 況	
7-01	A 協同組合事件	上司の嫌がらせ等による精神的苦痛に対する慰謝料、休職期間中の給与と医療費の補償、正職員に登用されなかったことによる経済的損失の補償	R7. 2. 28	労	R7. 3. 25	R7. 3. 31	解決	岡部、檜本、石田
7-02	B 宿泊業株式会社事件	不当解雇に対する補償金の支払	R7. 3. 5	労	---	R7. 4. 18	不開始 (不参加)	大河、林、梶原
7-03	C 製造小売業株式会社 事件	業務中の負傷に対する損害賠償、パワハラを受けて休業したことに対する損害賠償、不当解雇に対する損害賠償	R7. 4. 11	労	R7. 6. 5 R7. 6. 20	R7. 6. 20	打切	大河、林、梶原

第 4 章 審 査 関 係

第 1 節 不 当 労 働 行 為 事 件 の 審 査

不当労働行為救済制度は、使用者が労働者に対して、労働基本権又はその行使について侵害を加えたときに、労働委員会が使用者に対して行政処分を通じ、その侵害の排除又は原状回復を命じる制度である。

労働委員会は、労働組合又は労働者から、使用者が労働組合法第7条各号に掲げる不当労働行為（労働者の解雇等の不利益取扱い、正当な理由のない団体交渉の拒否、労働組合の運営への支配介入等）を行ったとして救済の申立てがなされたとき、その事実の有無を審査し、不当労働行為が認められる場合には救済命令を、認められない場合には棄却命令又は却下決定を発する。

なお、命令又は決定を受けた当事者は、労働組合法第27条の15の規定により、中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。

1 審査期間の目標

当労働委員会では、公益委員会議において、審査期間の目標を1年と定めている。

2 取扱件数

本年の取扱件数は2件で、このうち新規申立ては1件、前年からの繰越の1件であった。

本年に終了した事件は2件であった。

第1表 不当労働行為事件取扱件数

労組法第7条 の該当号別	係 属		終 結					翌年へ 繰 越	
	前年 から 繰越	本年 新規	命 令 ・ 決 定				和 解 取下げ		
			却下	一部 救済	全部 救済	棄却			
計	2	1	1	2			1	1	
1号 〔差別扱い 雇用条件									
2号 団交拒否	1	1		1			1		
3号 支配介入									
1号2号複合									
1号3号複合									
2号3号複合									
1号2号3号複合	1		1	1				1	

第2表 不当労働行為事件の年次別取扱状況（令和3年～令和7年）

年 別	係 属		終 結					翌年へ 繰 越
	前年 から 繰越	本年 新規	命 令 ・ 決 定				和 解 取下げ	
			却下	一部 救済	全部 救済	棄却		
令和3	2	2	1		1			1
4	2	1	1					2
5	3	2	1	2			1※	1
6	1	1						1
7	2	1	1	2			1	

※「棄却、一部却下」を含む。

3 不当労働行為事件一覧表

事 件 番 号	令5(不)1	令7(不)1
労組法第7条該当号	2	1, 2, 3
申 立 年 月 日	5. 9. 27	7. 7. 1
申 立 人 の 主 張	被申立人が、団体交渉において、申立人の要求した賃上げ要求の根拠となる財務諸表等の客観的な根拠を提示せず、自らの回答に固執していることなどは、誠実な交渉を行わない不誠実団交である。	組合からの法令順守の要求に対し、被申立人は、要求した組合員に対し模範となることを求めるとともにより厳しい処分を科すことを通知したこと。団体交渉の引き延ばしや使用者の組合嫌悪の発言に対し、不利益取扱いの禁止、誠実な団体交渉応諾、支配介入の禁止などを求めるもので、労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号の不当労働行為に該当する。
担 当 審 査 委 員	岡 部、大 河	安 田
担 当 参 与 委 員 (労)・(使)	(労) 林 (使) 西谷	(労) 古角 (使) 横山
調 査 開 始 年 月 日	5. 9. 27	-
調 査 回 数	7	-
審 問 回 数	2	-
審 問 終 結 年 月 日	7. 5. 26	-
組 合 資 格 決 定 年 月 日	7. 6. 26	-
命 令 (決 定) 内 容	棄 却	-
命 令 以 外 の 結 果	-	取下げ
命 令 (決 定) 書 交 付 年 月 日	7. 9. 9	-
申 立 後 経 過 日 数	714	37
備 考		7. 8. 6 取下げ

4 審査事件の概要

令和5年（不）第1号事件

(7条2号)

	申立人	被申立人	委員
当事者	組合	製造業	審査委員長 岡部
主要主張	被申立人が、団体交渉において、賃上げ要求の根拠となる財務資料等の客観的な根拠を提示せず、自らの回答に固執していることや、三六協定締結を冬季一時金回答の条件にし、三六協定を締結しなければ主張が平行線であることはやむを得ないし、倒産に至ることもありうるという態度を示すことは、誠実な交渉を行わない不誠実団交である。	交渉事項についての判断に必要な限度において、根拠となる数字を開示している。 また、三六協定締結促進のために冬季一時金の増額を提案することは、団体交渉の本旨に適合するもので、「このままだと会社解散に至るから早急に三六協定を締結せよ」という交渉態度を取ったこともないこと等からいずれも不誠実団交に該当しない。	審査委員 大河 参与委員 (労) 林 (使) 西谷
審査経過	<p>(5-1事件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5. 9.27 申立て ・R5. 12.18 第1回調査 ・R6. 2.19 第2回調査 ・R6. 3.29 第3回調査 ・R6. 6.14 第4回調査 ・R6. 8. 7 第5回調査 ・R6. 11.12 第6回調査 ・R7. 1.15 第7回調査 ・R7. 3.12 第1回審問 ・R7. 5.26 第2回審問 (結審) ・R7. 6.26 第1回合議 ・R7. 7.24 第2回合議 ・R7. 8.18 第3回合議 ・R7. 9. 9 命令書交付 (棄却) 		
その他			

令和7年（不）第1号事件

(7条1号、2号、3号)

	申 立 人	被 申 立 人	委 員
当事者	組合	運送業	審査委員 安田
主 要 主 張	<p>組合からの法令順守の要求に対し、被申立人は、要求した組合員に対し模範となることを求めるとともにより厳しい処分を科すことを通知したこと。団体交渉の引き延ばしや使用者の組合嫌悪の発言に対し、不利益取扱いの禁止、誠実な団体交渉応諾、支配介入の禁止などを求めるもので、労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号の不当労働行為に該当する。</p>		参与委員 (労) 古角 (使) 横山
審 査 経 過	<p>(7-1事件) ・R7. 7. 1 申立て ・R7. 8. 6 取下げ</p>		
その他			

5 不当労働行為事件の再審査事件係属一覧

事件番号・事件名	初 審 (当 委 員 会)			再 審 査 (中 労 委)			備 考
	申立年月 日	申 立 内 容	命 令 内 容 命 令 日	申立年月日	命 令 内 容 命 令 日	命 令 内 容	
令和2年(不)第1号 協進商會事件	R 2. 4. 8	不利益取扱い、団交拒否 及び支配介入	R 3. 8. 20 一部救済	R 3. 9. 1 (被申立人)	R7. 3. 4	棄 却	

第2節 不当労働行為事件の命令・決定

1 命令又は決定件数

令和7年の命令又は決定件数は、命令書を交付した事件の1件であった。

2 命令又は決定概要

岡委令和5年(不)第1号 三石深井不当労働行為救済申立事件

①申立人 X組合

②被申立人 Y会社

③命令書写しの交付日 令和7年9月9日
(命令決定日: 令和7年8月18日)

④命令区分 棄却

⑤事件概要

本件は、被申立人Y会社（以下「会社」という。）が、申立人X組合（以下「組合」という。）の申し入れた令和4年冬季一時金並びに基本給引上げ及び各種手当の増額を要求した令和5年春闘要求を交渉事項とする令和4年12月8日から令和5年5月17日までの計6回の団体交渉（以下「本件団体交渉」という。）において、会社が計算書類を開示しなかったこと、また、会社が三六協定締結を一時金支給の条件とする旨の回答を行ったことは、労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第2号の不当労働行為に該当するなどとして、組合が令和5年9月27日に救済を申し立てた事件である。

当委員会は、計算書類の開示については、会社は計算書類自体の開示には応じていないとしても、随時、資料の提示や経営状況の説明を行っており、この対応は不誠実とまではいえない。また、会社からの三六協定の締結を条件とする一時金の増額提案については、合意達成の可能性を模索するための対応として不合理とはいえず、三六協定ありきの提案であるとも、法の趣旨を無視した不当なものであるともいえないことから、不当労働行為に当たらないと判断した。

⑥命令主文

本件申立てを棄却する。

⑦判断の要旨

ア 会社が、令和4年冬季一時金、令和5年春闘要求等に関する本件団体交渉において、組合に対する回答に関し、組合が要求する計算書類（貸借対照表、損益計算書、一般販売管理費明細書及び製造原価明細書）を開示しないまま行った説明は、労組法第7条第2号に規定する不誠実な団体交渉に該当するか。

（争点1）

（ア）一般的に、会社は、団体交渉に際し、会社の財務状況が争点となっている

場合において、組合から具体的な要求があったときには、組合に対して、会社の財務状況を把握することのできる資料を提示したり、それに代わる方法によって説明したりする義務を負うが、常に計算書類そのものを開示すべき義務を負っているものとはいえない。

(イ) 労使関係は、本件団体交渉以前から交渉期間中、その後まで激しく対立しており、その原因は主に組合側の社会通念上相当と認められる限度を超えた言動にあった。

組合は、計算書類自体の開示に固執していたが、開示の必要性については、本件団体交渉において何ら具体的かつ説得力ある説明をしておらず、また、役員報酬額の開示を求めたり、会社の代理人弁護士費用は無駄遣いなどと難詰したりするなど組合の要求が会社の経営管理事項に対する不当な介入意思を持ったと会社が認識したとしてもやむを得ない。

このような状況下において、会社は、計算書類自体の開示には応じなかったが、売上及び利益（損失）等の数値については、随時口頭や文書により説明するとともに、組合の要求水準には達していないとはいえ、一時金についても提案するなど組合との合意達成の可能性を模索していたと評価でき、具体的かつ説得力ある説明を欠いた組合からの計算書類自体の開示要求に対し、会社においてこれに応ずべき義務があったとまではいえず、本件団体交渉において計算書類自体の開示をすべき具体的な必要性があったとは認められない。

イ 会社が、令和4年冬季一時金、令和5年春闘要求等に関する第24回から第27回までの団体交渉において、三六協定の締結を条件とする旨の回答を行ったことは、労組法第7条第2号に規定する不誠実な団体交渉に該当するか。
(争点2)

(ア) 団体交渉の経緯をみると、会社は、当初は三六協定の締結を条件とせず一時金の提案をしていたが、妥結に至らず、組合との交渉状況を踏まえた新たな提案として、三六協定の締結を条件とする一時金の増額を提案しており、会社からの提案は、会社の経営実態に照らし、むしろ合意達成の可能性を模索するために行われた合理的なものと認められる。

このため、組合が主張する会社が三六協定ありきの提案を行っていた。あるいは、組合との合意達成を阻害するためにあえて三六協定の締結を条件とする一時金支給の提案を持ち出したとは認められず、会社の提案が法の趣旨を無視した不当なものであるということもできない。

(イ) したがって、会社が三六協定の締結を条件とする一時金支給の提案を行ったことは、誠実交渉義務に違反しているとはいえない。

第3節 行政訴訟事件

使用者は、中央労働委員会に再審査の申立てをしないときに限り労働組合法第27条の19の規定により、また、労働者及び労働組合は行政事件訴訟法の規定により、労働委員会の発した命令について、地方裁判所にその取消しを求める訴えを提起することができる。行政訴訟の提起については、平成26年以降、前年からの繰越及び新規案件はない。

第4節 労働組合の資格審査

資格審査制度は、労働組合に、組合の自主性とその組織・運営の民主性を保たせるため設けられたものである。

労働委員会は、労働組合から労働委員会規則第22条各号に規定する事項（不当労働行為の救済、労働組合の法人登記等）を理由に資格審査の申請があったとき、当該組合が労働組合法第2条（自主性の要件）及び第5条第2項（民主性の要件）の規定に適合するかどうか審査する。

1 取扱件数

本年の取扱件数は2件で、前年からの繰越が1件、新規申請が1件である。

申請目的は、不当労働行為救済申立て及び委員推薦に伴うものである。

第1表 資格審査取扱件数

労委規則第22条 による申請区別	係 属		補正 勧告	終 結				翌年へ 繰 越	
	前年 から 繰越	本年 新規		決 定		打 切 り	取 下 げ		
				適 格	不 適 格				
計	2	1	1		2	2			
1号 労協拡張 委員推薦	1		1		1	1			
1号 救済申立	1	1			1	1			
2号 法人登記									
4号 その他									

第2表 資格審査の年次別取扱状況（令和3年～令和7年）

年 別	係 属		申請の目的別 内 訳					補 正 勧 告	終 結				翌年へ 繰越	
	前年 から 繰越	新 規	労 協 拡 張	委 員 推 薦	救 済 申 立	法 人 登 記	そ の 他		決 定		打 切 り	取 下 げ		
									適 格	不 適 格				
令和 3	3	2	1		1	2			2	2				1
4	7	1	6		5	2			5	5				2
5	3	2	1			3			2	1		1		1
6	3	1	2		2	1			2	2				1
7	2	1	1		1	1			2	2				

第5節 地方公営企業等における非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、労働委員会は、地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者（監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者）の範囲を認定し告示する。

本年は、前年からの繰越はなく、新規案件もなかった。

第1表 地方公営企業等における非組合員の範囲の認定・告示の年次別取扱状況
(令和3年～令和7年)

年	取 扱		認定告示	取 下 げ	翌 年 へ 繰 越
	前年から 繰 越	本年申請			
令和3	1		1		0
4	0				0
5	0				0
6	0				0
7	0				0

第6節 争議行為予告違反被疑事件

労働関係調整法第37条の規定に違反すると疑われる事実があることを知ったとき、労働委員会は、公益委員会議の決定により審査を行い、その結果、違反の疑いがある場合にはその者に対し警告を発することができる。

また、審査の結果、処罰の必要があると認めるときは、書面によって検察官に対し処罰の請求をしなければならない。

本年は、前年からの繰越はなく、新規案件もなかった。

◎ 統計資料

① 労働争議調整事件取扱件数

単位:件

区分	岡山県労委 新規申請(職権含む)			合 計	全 労 委 新 規 申 請
	内 訳				
	あっせん	調 停	仲 裁		
昭和21		2		2	188
22	8	6		14	894
23	27	14	2	43	1,414
24	9	4		13	1,300
25	15	12		27	1,114
26	22	16	1	39	1,034
27	21	1		22	1,052
28	28	2		30	1,071
29	10	2		12	1,023
30	28	2		30	1,124
31	17	2		19	1,030
32	22	4		26	1,341
33	23	2	1	26	1,177
34	22	4		26	1,300
35	15	1		16	1,201
36	52	14		66	1,829
37	28	11		39	1,625
38	27	5		32	1,443
39	25	12		37	1,483
40	62	6	1	69	1,698
41	15	4		19	1,621
42	22	5		27	1,482
43	19	1		20	1,458
44	15	3		18	1,648
45	25	3		28	1,554
46	17	3		20	1,768
47	43			43	1,718
48	24			24	1,632
49	114	2		116	2,249
50	55	4		59	1,877
51	29			29	1,528
52	23			23	1,270
53	29			29	1,137
54	12			12	854
55	42			42	999
56	12			12	943
57	21			21	1,164
58	15			15	975
59	6			6	736
60	7			7	689
61	2			2	673
62	78			78	787
63	13			13	535

単位:件

区分	岡山県労委 新規申請(職権含む)				全 労 委 新 規 申 請
	内 訳			合 計	
	あつせん	調 停	仲 裁		
平成元	6	1		7	437
2	7			7	374
3	5			5	352
4	4			4	359
5	9			9	552
6	4			4	518
7	3			3	505
8	7			7	516
9	3			3	518
10	3			3	617
11	9			9	661
12	9			9	613
13	8			8	601
14	7			7	634
15	4			4	605
16	9			9	531
17	3			3	564
18	5			5	521
19	7			7	472
20	6			6	552
21	7			7	733
22	10			10	566
23	9			9	543
24	4			4	463
25	3			3	442
26	5			5	367
27	2			2	344
28	4			4	312
29	1	1		2	285
30				0	245
令和元	2			2	205
2	4			4	229
3	2			2	235
4				0	175
5	5			5	190
6	1			1	165
7				0	190
合 計	1,276	149	5	1,430	69,829

(注) 連続する同一当事者間の申請や中労委への移管等の取扱いにより、岡山県労委の申請件数の合計は、事件の一連番号と必ずしも一致しない。なお、全労委には中労委を含む。

資料:岡山県労働委員会、中央労働委員会

② 個別的労使紛争取扱件数

単位：件

区分	岡山県労委				全労委	岡山労働局	岡山地方裁判所
	事務局への相談	相談・あつせん申請	相談(委員)実施	あつせん実施	あつせん申請	あつせん・調停(紛争調整委員会)申請	労働審判申立
平成13	18	6	6	3			
14	23	2	1	0	157	57	
15	36	1	1	0	286	90	
16	53	9	8	2	320	150	
17	42	12	12	6	288	126	
18	62	10	8	5	319	151	11
19	100	7	5	2	339	140	11
20	104	8	7	3	445	141	17
21	147	5	3	3	534	96	40
22	270	6	0	5	423	91	34
23	244	3	0	1	400	83	29
24	226	1	0	1	335	81	33
25	186	3	0	2	325	86	42
26	170	11	0	6	358	79	45
27	180	6	0	2	350	83	41
28	170	2	0	2	310	68	42
29	189	1	0	1	271	41	33
30	247	6	0	4	309	34	40
令和元	180	4	0	2	330	50	36
2	194	5	0	4	284	74	49
3	173	3	0	1	243	45	45
4	133	4	0	3	230	31	31
5	105	2	0	1	258	54	44
6	114	5	0	2	285	35	46
7	165	3	0	2	267	—	—
計	3,531	125	51	63			

(注)資料は、公表されている厚生労働省報道発表資料及び司法統計から、当局が作成したもの

- 1 岡山県労委(暦年件数)
平成13年8月から実施。委員による相談前置は平成22年11月から省略
- 2 全労委(暦年件数)
個別的労使紛争に関する制度を実施する労委(平成17年以降は44労委)の件数の計
- 3 岡山労働局(年度件数)
 - ・あつせんは平成13年10月から実施
 - ・調停は、男女雇用機会均等法については昭和61年4月、パートタイム・有期雇用労働法については平成20年4月、育児・介護休業法については平成22年4月、労働施策総合推進法については令和2年6月から実施
- 4 岡山地方裁判所(暦年件数)
労働審判は平成18年4月から実施

③ 不当労働行為事件取扱件数（岡山県労委）

単位：件

区分	取扱件数	新規申立 (左の再掲)	終結状況				繰越件数
			命令・決定	取下げ・和解	関与和解 (左の再掲)	計	
昭和24	5	5	2			2	3
25	9	6	1	4	1	5	4
26	10	6	4	4	2	8	2
27	7	5	1	4	2	5	2
28	13	11	1	6	3	7	6
29	10	4		9	1	9	1
30	6	5	1	5	5	6	0
31	5	5		5	2	5	0
32	7	7	1	6	2	7	0
33	7	7		6	3	6	1
34	2	1	2			2	0
35	6	6		5	4	5	1
36	4	3		3		3	1
37	7	6		1		1	6
38	13	7	1	7		8	5
39	14	9	2	6		8	6
40	12	6	5	2	1	7	5
41	51	46	2	23		25	26
42	35	9	3	3		6	29
43	34	5	2	5	2	7	27
44	30	3	3	1		4	26
45	30	4	3	4	1	7	23
46	28	5		22		22	6
47	12	6	3	2		5	7
48	16	9	2	6	3	8	8
49	13	5	3	5		8	5
50	15	10		5		5	10
51	14	4		2		2	12
52	14	2	1	5	1	6	8
53	13	5	1	7	4	8	5
54	7	2		1		1	6
55	9	3		1		1	8
56	10	2	2			2	8
57	11	3		3	2	3	8
58	13	5		2	2	2	11
59	12	1		3	3	3	9
60	10	1		2	2	2	8
61	11	3				0	11
62	23	12	5	2		7	16
63	24	8		5	3	5	19
平成元	24	5	1	5		6	18
2	24	6	3	3		6	18

単位：件

区分	取扱件数	新規申立 (左の再掲)	終結状況				繰越件数
			命令・決定	取下げ・和解	関与和解 (左の再掲)	計	
平成 3	26	8	4			4	22
4	24	2	1	7		8	16
5	18	2	1	1		2	16
6	18	2	1	3	2	4	14
7	19	5	5	1	1	6	13
8	16	3		8		8	8
9	12	4		3	2	3	9
10	11	2	2	4	4	6	5
11	8	3	1	2	1	3	5
12	9	4	1	1	1	2	7
13	12	5	1	2	2	3	9
14	9	0		4	1	4	5
15	6	1		2	1	2	4
16	4	0	2	2	2	4	0
17	0	0				0	0
18	0	0				0	0
19	2	2				0	2
20	4	2		3	3	3	1
21	1	0				0	1
22	5	4	1			1	4
23	8	4	3			3	5
24	5	0	2			2	3
25	4	1	2			2	2
26	5	3	2			2	3
27	5	2	1	1	1	2	3
28	7	4				0	7
29	8	1	5	2	1	7	1
30	4	3		3	1	3	1
令和元	1	0	1			1	0
2	3	3		1	1	1	2
3	2	0	1			1	1
4	2	1				0	2
5	3	1	1	1		2	1
6	1	0				0	1
7	2	1	1	1		2	0
計		336	94	242	73	336	
			28.0%	72.0%	21.7%	100%	

(注) 旧労組法の不公正労働行為事件を含まない数値である。

資料：岡山県労働委員会

④ 不当労働行為新規申立件数

単位：件

種別 法第7条 該当号 年	岡山県労委											全労委	備考	
	1	2	3	1 ・ 2	1 ・ 3	1 ・ 4	2 ・ 3	3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 4	1 ・ 3 ・ 4	計		合計
昭和24	3				1		1					5	320	
25	5		1									6	526	
26	5	1										6	287	
27	3		1		1							5	320	
28	5	1	2	1	2							11	394	
29	3				1							4	445	
30	2	1			2							5	397	
31	3						1		1			5	367	
32	6		1									7	429	
33	4		2		1							7	443	
34					1							1	374	
35	1		3		2							6	392	
36			1						2			3	491	
37	1				3		2					6	518	
38	3	2	2									7	403	
39	4		1		3		1					9	430	
40	3	1	1		1							6	572	
41			2		43				1			46	660	
42	2	2	2		1				2			9	730	
43					2		1		2			5	591	
44					3							3	676	
45	2		1		1							4	1,483	
46	3	1			1							5	569	
47		1	2		2				1			6	928	
48	2		2		2		1		1		1	9	596	
49	1	2			2							5	714	
50	3	1	1		5							10	929	
51					3				1			4	730	
52					1			1				2	729	
53	1				3		1					5	685	
54	1				1							2	563	
55	1			1	1							3	778	
56	1				1							2	595	
57	2				1							3	576	
58	1	3	1									5	1,333	
59				1								1	572	
60	1											1	560	
61	2				1							3	546	
62	2	1	1		8							12	578	
63			1		5		1		1			8	430	
平成元	1				3		1					5	331	
2	1			1	3			1				6	274	

単位：件

種別 法第7条 該当号 年	岡山県労委												全労委	備 考
	1	2	3	1 ・ 2	1 ・ 3	1 ・ 4	2 ・ 3	3 ・ 4	1 ・ 2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 4	1 ・ 3 ・ 4	計	合計	
平成3					6			1	1			8	272	
4		1			1							2	267	
5					2							2	317	
6					2							2	349	
7			1	1		1	1				1	5	313	
8			1		1	1						3	327	
9	1		1		2							4	332	
10					2							2	354	
11		1							2			3	404	
12					2		1			1		4	384	
13		1					3		1			5	341	
14												0	394	
15									1			1	363	
16												0	311	
17												0	294	
18												0	331	
19	2											2	330	
20		1							1			2	355	
21												0	395	
22		2							1		1	4	381	
23		2			1		1					4	376	
24												0	354	
25		1										1	365	
26		1	2									3	371	
27							2					2	347	
28							1		3			4	303	
29							1					1	300	
30		1			1		1					3	298	
令和元												0	245	
2				1					2			3	280	
3												0	277	
4		1										1	227	
5		1										1	255	
6												0	200	
7									1			1	-	
計	81	30	33	6	131	2	21	3	25	1	3	336	35,276	

(注) 全労委は中労委を含む。

資料：岡山県労働委員会、中央労働委員会

⑤ 労働組合数等の推移

(各年6月30日現在)

単位：(全国) 組合・千人・%、(岡山県) 組合・人・%

区分	全 国			岡 山 県		
	労働組合数	組合員数	推定組織率	労働組合数	組合員数	推定組織率
昭和50	33,424	12,590	34.4	1,168	209,827	35.1
55	34,232	12,369	30.8	1,186	200,166	30.9
60	34,539	12,418	28.9	1,191	195,421	28.8
61	34,216	12,343	28.2	1,177	194,023	28.2
62	34,033	12,272	27.6	1,178	190,978	27.3
63	33,750	12,227	26.8	1,167	189,351	26.6
平成元	33,683	12,227	25.9	1,169	187,561	25.9
2	33,270	12,265	25.2	1,151	187,953	25.6
3	33,008	12,397	24.5	1,153	189,605	25.4
4	33,047	12,541	24.4	1,151	190,792	25.2
5	32,552	12,663	24.2	1,151	192,376	25.2
6	32,581	12,699	24.1	1,149	192,964	25.0
7	32,065	12,614	23.8	1,153	191,657	24.5
8	31,601	12,451	23.2	1,157	188,933	23.9
9	31,336	12,285	22.6	1,163	184,203	23.6
10	31,062	12,093	22.4	1,140	180,907	23.4
11	30,610	11,825	22.2	1,147	177,202	23.1
12	31,185	11,539	21.5	1,128	173,310	22.9
13	30,773	11,212	20.7	1,117	168,871	22.5
14	30,177	10,801	20.2	1,102	162,726	22.5
15	29,745	10,531	19.6	1,056	156,606	22.0
16	29,320	10,309	19.2	1,050	154,657	21.0
17	28,279	10,138	18.7	969	148,909	20.4
18	27,507	10,041	18.2	945	147,521	19.8
19	27,226	10,080	18.1	922	147,627	19.7
20	26,965	10,065	18.1	897	146,597	19.2
21	26,696	10,078	18.5	888	149,522	18.9
22	26,367	10,054	18.5	889	148,159	18.9
23	26,052	9,961	18.1	876	147,909	18.6
24	25,775	9,892	17.9	875	146,428	18.1
25	25,532	9,875	17.7	872	151,467	18.7
26	25,279	9,849	17.5	855	149,746	18.5
27	24,983	9,882	17.4	849	148,521	18.6
28	24,682	9,940	17.3	843	149,779	18.6
29	24,465	9,981	17.1	838	153,237	19.0
30	24,328	10,070	17.0	820	151,788	18.8
令和元	24,057	10,088	16.7	815	148,885	18.2
2	23,761	10,115	17.1	802	149,019	18.6
3	23,392	10,078	16.9	787	146,356	18.5
4	23,046	9,992	16.5	775	145,036	17.9
5	22,789	9,938	16.3	766	144,971	17.4
6	22,513	9,912	16.1	748	144,017	17.1
7	22,244	9,927	16.0	747	146,052	17.0

資料：全 国 労働組合基礎調査（厚生労働省）

岡山県 労働組合基礎調査（労働雇用政策課）

⑥ 労働争議数等の推移

単位：（全国）件・千人・千日、（岡山県）件・人・日

区分	全 国			岡山県		
	総争議数	参加人員	労働損失日数	総争議数	参加人員	労働損失日数
昭和55	4,376	5,456	1,001	113	51,120	7,857
60	4,826	3,249	264	44	29,897	2,394
61	2,002	1,498	253	21	18,973	1,973
62	1,839	1,085	256	95	30,281	5,188
63	1,879	1,240	174	92	28,454	7,057
平成元	1,868	1,402	220	60	20,981	1,016
2	2,071	2,026	145	25	14,504	1,454
3	1,292	1,289	96	17	8,846	404
4	1,138	1,656	231	23	7,884	1,713
5	1,084	1,330	116	24	2,947	968
6	1,136	1,321	85	11	1,608	344
7	1,200	1,207	77	9	2,466	219
8	1,240	1,183	43	15	1,754	453
9	1,334	1,296	110	12	3,626	389
10	1,164	1,186	102	14	6,191	278
11	1,102	1,134	87	16	2,203	239
12	958	1,117	35	15	4,524	323
13	884	1,072	29	16	5,706	1,132
14	1,002	1,005	12	13	3,422	104
15	872	1,153	7	7	2,606	0
16	737	710	10	17	4,795	0
17	708	646	6	5	933	0
18	662	627	8	9	292	0
19	636	613	33	9	608	0
20	657	177	11	9	114	0
21	780	115	7	14	645	0
22	682	111	23	17	1,687	0
23	612	58	4	15	733	45
24	596	126	4	10	317	10
25	507	128	7	9	617	436
26	495	122	20	9	241	20
27	425	174	15	7	106	94
28	391	70	3	10	335	41
29	358	132	15	7	396	9
30	320	103	1	6	316	15
令和元	268	105	11	7	276	17
2	303	57	2	7	169	14
3	297	60	1	6	169	14
4	270	54	2	5	98	21
5	292	101	4	11	2,848	341
6	278	95	3	7	1,518	10

資料：全 国 労働争議統計調査年報告（厚生労働省）
岡山県 労働争議報告集計（労働雇用政策課）

⑦ 有効求人倍率等の推移

単位：人、倍

区分	全 国			岡山県		
	有効求職者数	有効求人数	有効求人倍率	有効求職者数	有効求人数	有効求人倍率
平成27	1,979,477	2,373,739	1.20	31,879	46,760	1.47
28	1,865,558	2,529,959	1.36	30,179	49,832	1.65
29	1,792,673	2,696,364	1.50	29,574	52,684	1.78
30	1,724,517	2,780,227	1.61	28,283	55,244	1.95
令和元	1,710,001	2,736,585	1.60	27,273	55,177	2.02
2	1,827,866	2,161,104	1.18	27,952	44,327	1.59
3	1,948,626	2,195,881	1.13	30,537	42,553	1.39
4	1,935,621	2,473,966	1.28	30,554	46,385	1.52
5	1,909,496	2,496,403	1.31	29,586	45,825	1.55
6	1,929,824	2,413,695	1.25	29,962	43,160	1.44
7	1,906,836	2,329,885	1.22	30,188	42,263	1.40

(注) 有効求人倍率はパートを含む。

資料：一般職業紹介状況（厚生労働省）

⑧ 常用労働者数の推移

単位：（全国）千人、（岡山県）人

区分	全 国		岡山県	
	事業所規模5人以上	事業所規模30人以上	事業所規模5人以上	事業所規模30人以上
平成27	48,322	27,751	667,606	390,549
28	49,395	28,026	673,991	393,993
29	50,680	28,428	677,021	394,847
30	50,318	29,281	680,242	399,467
令和元	51,330	29,684	684,856	402,210
2	51,299	29,613	677,262	395,209
3	51,893	29,547	671,865	392,222
4	51,342	29,316	677,808	395,701
5	52,282	29,546	697,312	410,266
6	50,813	31,026	717,132	418,501

(注) 常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者をいう。

資料：全 国 毎月勤労統計調査（厚生労働省）

岡山県 毎月勤労統計調査地方調査（統計分析課）

⑨ 雇用形態別雇用者数の推移

全 国

単位：千人

区 分	総 数	役会 社な ど 員の	従員正 業規 の 員・職	パ ー ト	ア ル バ イ ト	派事 遣業 社所 員の	労働 者派 遣	嘱契 約社 員 託・	そ の 他
昭和57年	42,454	2,751	33,009	4,675		-	695	1,325	
昭和62年	46,153	3,089	34,565	4,677	1,886	87	730	1,118	
平成4年	52,575	3,970	38,062	5,967	2,514	163	880	1,008	
平成9年	54,997	3,850	38,542	6,998	3,344	257	966	1,025	
平成14年	54,733	3,895	34,557	7,824	4,237	721	2,477	946	
平成19年	57,274	4,012	34,324	8,855	4,080	1,608	3,313	1,043	
平成24年	57,009	3,471	33,110	9,561	4,392	1,187	4,102	1,185	
平成29年	59,208	3,369	34,514	10,324	4,393	1,419	4,225	964	
令和4年	60,772	3,547	36,115	10,365	4,314	1,517	4,025	890	

岡山県

単位：千人

区 分	総 数	役会 社な ど 員の	従員正 業規 の 員・職	パ ー ト	ア ル バ イ ト	派事 遣業 社所 員の	労働 者派 遣	嘱契 約社 員 託・	そ の 他
昭和57年	686	43	549	63		-	32		
昭和62年	723	50	563	65	19	0	10	14	
平成4年	802	-	607	84	29	-	-	-	
平成9年	843	57	611	103	43	1	16	13	
平成14年	802	61	530	107	52	8	30	14	
平成19年	857	65	548	120	48	19	27	30	
平成24年	828	50	492	134	59	15	35	43	
平成29年	855	54	519	139	57	17	55	14	
令和4年	869	53	527	145	61	16	53	14	

(注) 雇用形態は勤め先での呼称により区分
資料：就業構造基本調査（総務省 5年ごと調査）

⑩ 常用労働者一人平均月間現金給与額の推移

○ 事業所規模5人以上

単位：円

区分	(全 国)			(岡山県)		
	給与総額	定期給与	特別給与	給与総額	定期給与	特別給与
平成27	315,856	260,577	55,279	308,135	253,161	54,974
28	317,682	261,183	56,679	310,455	255,127	55,328
29	319,453	262,407	57,046	308,594	252,863	55,731
30	323,547	264,570	58,977	291,890	243,374	48,516
令和元	322,552	264,180	58,372	287,628	241,277	46,351
2	318,387	262,318	56,069	294,076	243,680	50,396
3	319,461	263,739	55,722	290,613	241,708	48,905
4	325,817	267,461	58,356	298,848	246,002	52,846
5	329,777	270,229	59,548	304,923	251,383	53,540
6	347,994	281,959	66,035	319,245	263,083	56,162

○ 事業所規模30人以上

単位：円

区分	(全 国)			(岡山県)		
	給与総額	定期給与	特別給与	給与総額	定期給与	特別給与
平成27	361,684	290,940	70,744	350,229	281,698	68,531
28	365,804	292,593	73,211	350,770	281,316	69,454
29	367,951	294,010	73,941	356,957	285,789	71,168
30	372,162	295,944	76,218	331,447	269,311	62,136
令和元	371,408	296,064	75,344	332,940	264,828	58,112
2	365,100	293,056	72,044	330,636	269,358	61,278
3	368,493	296,652	71,841	324,450	265,321	59,129
4	379,732	303,496	76,236	335,375	270,452	64,923
5	386,982	308,436	78,546	334,457	271,126	63,331
6	397,789	315,351	82,438	357,952	287,945	70,007

(注) 1 「定期」給与は、労働協約、就業規則等によりあらかじめ定められている支給条件、算定方法により支給される給与（時間外手当等の超過労働給与を含む。）
 2 「特別」給与は、賞与、通勤手当等の一時金、ベースアップ等の差額追給分等
 資料：全 国 毎月勤労統計調査（厚生労働省）
 岡山県 毎月勤労統計調査地方調査（統計分析課）

⑪ 常用労働者一人平均月間労働時間数の推移

○ 事業所規模5人以上

単位：時間

区分	全 国			岡山県		
	総実労働時間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間	総実労働時間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間
平成27	144.5	133.5	11.0	150.2	138.6	11.6
28	143.7	132.9	10.8	151.0	138.5	12.5
29	143.4	132.5	10.9	150.1	138.0	12.1
30	142.2	131.4	10.8	147.2	135.4	11.8
令和元	139.1	128.5	10.6	142.5	131.6	10.9
2	135.1	125.9	9.2	138.5	129.2	9.3
3	136.1	126.4	9.7	139.7	129.5	10.2
4	136.1	126.0	10.1	139.1	128.6	10.5
5	136.3	126.3	10.0	141.0	130.6	10.4
6	136.9	126.9	10.0	142.6	132.1	10.5

○ 事業所規模30人以上

単位：時間

区分	全 国			岡山県		
	総実労働時間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間	総実労働時間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間
平成27	148.7	135.8	12.9	156.2	142.4	13.8
28	148.6	135.9	12.7	154.6	141.3	13.3
29	148.4	135.7	12.7	155.7	142.3	13.4
30	147.4	134.9	12.5	150.8	137.6	13.2
令和元	144.4	132.0	12.4	147.6	135.1	12.5
2	140.4	129.6	10.8	144.3	133.5	10.8
3	142.4	130.8	11.6	144.6	133.3	11.3
4	143.2	131.0	12.2	144.0	132.2	11.8
5	143.8	131.7	12.1	144.3	132.8	11.5
6	142.8	131.1	11.7	147.1	135.1	12.0

(注) 1 所定内労働時間は、就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の休憩時間を除いた実際に労働した時間

2 所定外労働時間は、早出、残業、休日出勤等による労働時間

資料：全 国 毎月勤労統計調査(厚生労働省)

岡山県 毎月勤労統計調査地方調査(統計分析課)